

工事計画審査の見直し (再改訂案)について

平成30年8月28日

産業保安グループ

電力安全課

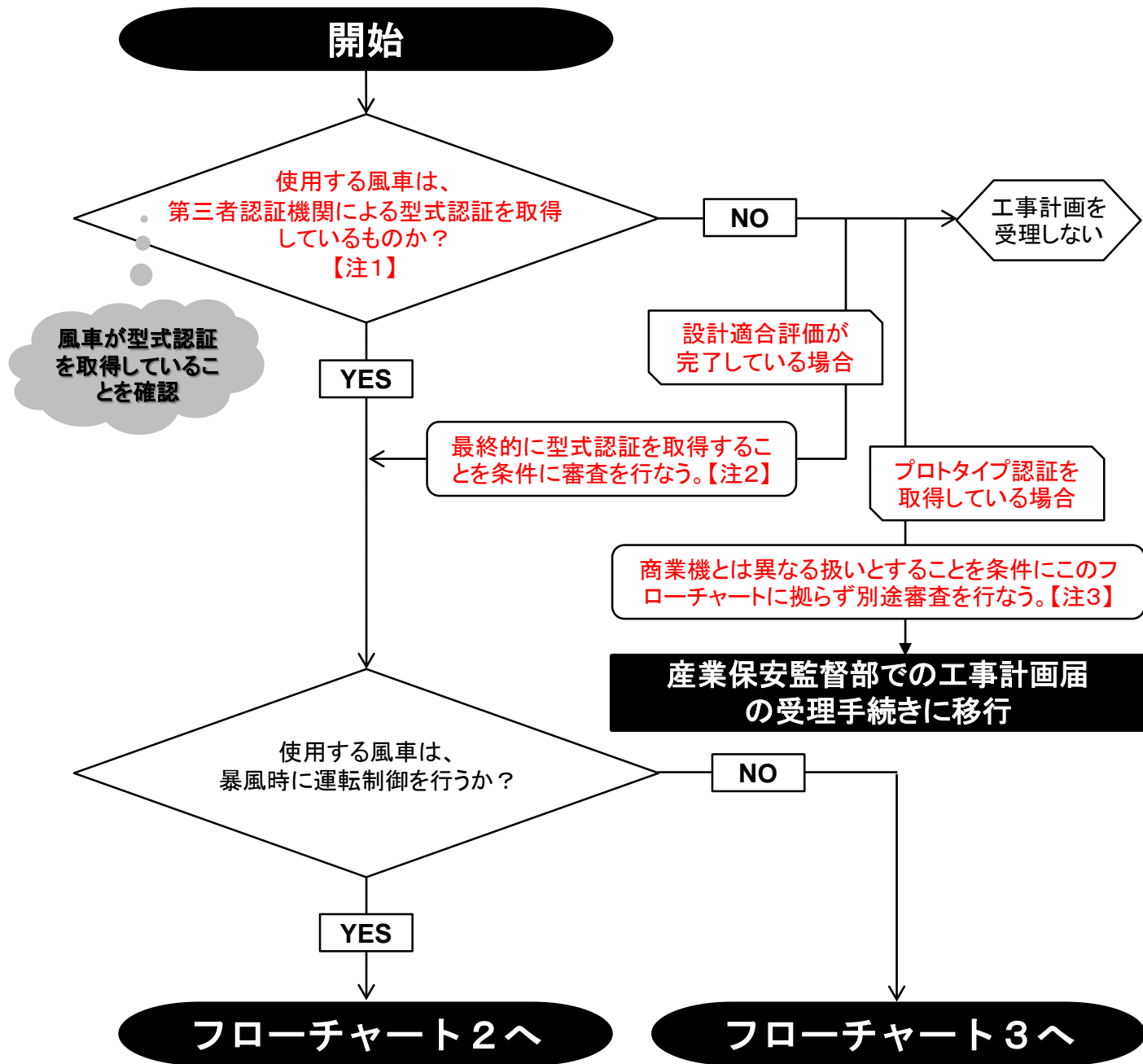
見直しの趣旨

○平成28年12月9日に開催された、第10回新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、平成27年9月に発生した、与那国風力発電所における事故を踏まえた、発電用風力設備の工事計画審査の見直しについて、了承され、運用されてきたところ。

○運用開始から1年半が経過し、事業者からの質問や運用の結果、判明した問題点などを踏まえ、今まで不明確だった箇所を明確化する見直し案を作成した。

○第三者認証を活用する審査について、明確にしているが、これに依らない方法を否定するものではない事に留意。(その場合、審査に必要な全ての設計資料及びデータ等は、事業者の責任で取得・提出する必要がある。)

フローチャート1: 型式認証の有無と暴風時の制御の確認 (新設)



注1

- 原則として、型式認証を得ていることを工事計画の審査を行なうための前提条件とする。
- タワーについても、風車を構成する部品の一部として、型式認証で認められた設計・製造・品質管理の範囲を逸脱している場合の審査をこのフローチャートに基づいて行う。基礎と一体の形で支持構造物としての技術基準に従った審査は従前のとおり行う。
- タワーを含む型式認証時の図面・製造・品質管理の内容が変更された場合には、再度専門家会議の審査を受けなければならない。

注2

- A設計評価適合証明書(GL規格準拠の場合)、もしくは設計適合評価証明書(IEC規格準拠の場合)を取得している場合は、運転開始までに型式認証を取得すること等を条件に、専門家会議での審査を踏まえて工事計画を受理する場合がある。

注3

- 専門家会議での審査を踏まえて、最小限の風車の設置に限り条件付で工事計画を受理する。ただし、型式毎に1基を原則とし、認証書の有効期間内に限り設置を認める。
- 認証期間終了後に、当該機を運転し続ける場合にはフローチャート1に従い、専門家会議において再度審査を受けなければならない。

フローチャート2: 暴風時に運転制御を行う風車の場合※

※第10回WG資料5フローチャート1

フローチャート1から

運転制御の有無と
風車が受ける最大風圧
の考え方を確認

現地風条件・運転条件全てにおいて、
風車が受ける最大風圧を考慮しているか？
【注4】

NO

工事計画を
受理しない

設計の確かさを
確認

YES

認証機関により
現地風条件・運転条件に対して
設計が妥当と判断されたか？

NO

工事計画を
受理しない

実環境における
実力の確認

YES

専門家会議において、

- 暴風時に特殊な制御を行なうことについて、
実測データにより設計の確かさが検証されているかを含め、
現地風条件・運転条件に対して、
風車の設計が適切に行なわれていること
- 型式認証を取得していることが
確認されたか？

NO

設計認証を取得し、型式
認証を取得するプロセスを
進めている場合

1年程度以内(かつ、
運転開始までに)、型式
認証取得を取得できる見込みがある
場合、数機程度の設置
を認めることがある。

型式認証を取得しているが、
実測データによる検証が必要
であると認められる場合

実測データを用いて、設計の
確かさを検証するため、条件を付
して風車の設置を認める【注5】

YES

設計の確かさと実
環境での実力から、
構造上安全である
ことを国が確認

産業保安監督部での工事計画届の受理手続きに移行

注4

- 暴風時に系統連係を喪失した場合にも運転制御を行って風荷重を軽減する風車の場合は、最大風圧の算定にあたり、想定される如何なる条件下でも確実に制御できることを示さなければならない。
- 暴風時以外の現地風条件・運転条件が風車の型式認証の設計条件を逸脱する場合には、それも適切に考慮しなければならない。

注5

- 実環境における設計の確かさが検証されていない場合、設計の確かさ(例えば、暴風時のヨー制御の実データ)を検証するため、条件(保安規程に設計条件を超過した場合、国に報告。風車の保安停止等)を付して、風車の設置を認める。

フローチャート3: 暴風時に運転制御を行わない風車の場合※

※第10回WG資料5フローチャート2

フローチャート1から

風車の型式認証の範囲であることを確認

現地風条件・運転条件は風車の型式認証の設計条件を逸脱しているか？
【注6】

NO

産業保安監督部で審査可

認証機関が設計の妥当性を確認しているか

YES

認証機関により現地風条件・運転条件に対して設計が妥当と判断されたか？

NO

工事計画を受理しない

国の審査で妥当性を確認

YES

専門家会議において、
■ 現地風条件・運転条件に対して、風車の設計が適切に行なわれていること
■ 型式認証を取得していることが確認されたか？

NO

設計認証を取得し、型式認証を取得するプロセスを進めている場合

1年程度以内(かつ、運転開始まで)に、型式認証取得を取得できる見込みがある場合、数機程度の設置を認めることがある。

型式認証を取得しているが、実測データによる検証が必要であると認められる場合

実測データを用いて、設計の確かさを検証するため、条件を付して風車の設置を認める【注5】

YES

産業保安監督部での工事計画届の受理手続きに移行

注6

- 風車に作用する荷重算定に必要な現地風条件(発電時及び暴風時)が、型式認証時に認められた風条件を逸脱するか否かを確認しなければならない。
- 風車の現地運転条件が、型式認証時に認められた設定を逸脱するか否かを確認しなければならない。